ΙE

第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、次のとおりとします。

(1)端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備を当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人(以下「加入者」といいます。)に貸与するサービス

(2) 工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込 み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事および保守等の一部 をおこなうサービス

第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、次のとおりとします。

(1)端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備を当社と本サービスの利用契約を締結した個人または法人(以下「加入者」といいます。)に貸与するサービス

(2) 工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の<mark>引き込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事および保守等の一部をおこなうサービス</mark>

第4条(利用契約)

本サービス<mark>を利用しようとする方</mark>(以下「申込者」といいます。)は、約款等および本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に<u>申し込んで下さい。</u>2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

- 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込者とKDDI株式会社の間において電話サービスに係る契約<u>(以下「電話契約」といいます。)</u>が締結されていない場合

(略)

第4条(利用契約)

本サービス<u>の利用申込みをする個人または法人</u>(以下「申込者」といいます。)は、約款等および本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に<u>申し込みます。</u>

- 2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた 順に従って承諾します。
- 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれか</u>に 該当する<u>と判断した</u>場合には、第1項に基づく申込みを承諾し ないことがあります。
- ないことがあります。 (1) 申込者とKDDI株式会社の間において電話サービスに 係る契約が締結されていない場合 (略)

第5条 (契約の解除等)

加入者は、「契約内容のご案内」書面の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。

- 2. 契約の解除は、前項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3. 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を<u>着工済み、また完了済みの</u>場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第5条 (契約の解除等)

加入者は、「契約内容のご案内」書面の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。

- 2. 契約の解除は、前項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3. 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を<u>着工または完了した</u>場合には加入者はその工事に要した<u>す</u>べての費用を負担するものとします。

第6条(端末設備貸出サービス)

当社は、第4条(利用契約)の規定に従い約款に定めるタイプ2に係るケーブルプラス電話契約が成立した場合は、約款および別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条(本サービスの内容)第1項第1号で定める端末設備貸出サービスを加入者に提供します。

第6条(端末設備貸出サービス)

当社は、第4条(利用契約)の規定に従い約款に定めるタイプ 2に係る本サービスの利用契約が成立した場合は、約款および 別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第 3条(本サービスの内容)第1項第1号で定める端末設備貸出 サービスを加入者に提供します。

第7条(端末設備の返却について)

端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、加入者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。 なお、当社に返却がない場合は、当社は別表2に定める機器損害金を請求します。

第7条(端末設備の返却について)

端末設備の所有権は当社に帰属し、本サービスの利用契約が解除された場合、加入者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別表2に定める機器損害金を請求します。

第8条(工事サービス)

当社は、第4条(利用契約)の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置、端末設備の設置に係る工事および保守等の一部(以下「工事サービス」という)を、当社所定の機器、工法等により当社または当社が指定する業者が行うものとします。

第8条(工事サービス)

当社は、第4条(利用契約)の規定に従い本サービスの利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引き込み、屋内配線、終端装置、端末機器の設置に係る工事および保守等の一部(以下「工事サービス」といいます。)を、当社所定の機器、工法等により当社または当社が指定する業者が行うものとします。

ĺΗ

第9条(加入者の丁事協力)

加入者は、電話接続回線の終端にある構内(これに準ずる区域 内を含みます)または建物内等において、当社が電話接続回 線、屋内配線および終端装置・<mark>端末設備</mark>等を設置する為に必要 な場所を無償で提供してい<u>ただきます。</u>

2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 加入者は、電話接続回線の終端にある構内(これに準ずる 区域内を含みます)または建物内において、当社の電気通信設 備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用す ることを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を 設置していただきます。

4. 加入者は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたは線条その他の導体を接続しないこととします。加入者は故意または過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条(加入者の工事協力)

加入者は、電話接続回線の終端にある構内(これに準ずる区域 内を含みます。)または建物内等において、当社が電話接続回 線、屋内配線および終端装置・<mark>端末機器</mark>等を設置する為に必要 な場所を無償で提供<u>するものとします。</u>

2. 当社は、**電話接続回線、屋内配線および終端装置・端末機** 器等の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 加入者は、電話接続回線の終端にある構内(これに準ずる 区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信 設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用 することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備 を設置するものとします。

4. 加入者は、当社が提供した終端装置・端末機器を移動、取り外し、変更、分解もしくは破損または線条その他の導体を接続しないこととします。加入者は、故意または過失により終端装置・端末機器を故障または破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第10条(工事費)

加入者は、当社が工事サービス<mark>の実施</mark>を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金を<u>いい、</u>以下「工事費」という)を当社に支払う義務が発生します。

第10条(工事費)

加入者は、当社が工事サービス<mark>および撤去</mark>を完了した場合、当該工事サービス<mark>および撤去</mark>に関する料金(当社が別に定める料金を<u>いいます。</u>以下「工事費」<u>といいます。</u>)を当社に支払う義務が発生します。

第11条 (KDDI株式会社に係る債権の譲渡等)

当社は、加入者に、約款の定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI株式会社の債権(以下、「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社およびKDDI株式会社は、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条 (KDDI株式会社に係る債権の譲渡等)

当社は、加入者に、約款の定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI株式会社の債権(以下「電話サービス料金」といいます。)を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社およびKDDI株式会社は、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第12条 (請求と支払い等)

加入者は、工事費および電話サービス料金を<mark>金融機関の預金口 座振替による方法</mark>で、当社の定める期日までに支払いを行うも のとします。

2. 前頃にかかわらず、当社が特に認める場合には、加入者は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、加入者の負担とします。

3. 加入者は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

4. 加入者が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5% (年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条 (請求と支払い等)

加入者は、工事費および電話サービス料金を<u>当社が指定する方</u> <u>法</u>で、当社の定める期日までに支払いを行うものとします。 <u>(削除)</u>

- 2. 加入者は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認<u>するものとし</u>ます。
- 3. 加入者が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5% (年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

[H 第13条 (利用契約の終了) 第13条 (利用契約の終了) (略) 2. 加入者は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじ 2. 加入者は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじ め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するも め当社が別に定める方法によりそのことを当社に通知するもの のとします。 とします。 3. 加入者とKDDI株式会社の電話サービスに係る契約が終 3. 加入者とKDDI株式会社の電話サービスに係る契約が終 了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も 了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も 終了するものとします。 終了するものとします。 4. 利用契約の終了に伴い、当社は加入者の電話接続回線の引 4. 利用契約の終了に伴い、当社は加入者の電話接続回線の引 <u>込み</u>工事に係る施行部分、屋内配線、終端装置・<mark>端末設備</mark>を撤 き込み工事に係る施行部分、屋内配線、終端装置・<mark>端末機器</mark>を 去し、加入者は工事費を支払うとともに撤去に伴う加入者が所 撤去し、加入者は工事費を支払うとともに撤去に伴う加入者が 有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担 所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負 にて行うものとします。 担にて行うものとします。 第14条(利用契約に係る加入者情報の利用) 第14条(利用契約に係る加入者情報の利用) 当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは 当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは 居所または請求書の送付先等の情報を、本規約およびKDD I 居所または請求書の送付先等の情報を、本規約およびKDDI 株式会社が定める「ケーブルプラス電話サー 株式会社が定める約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用し 約款」に 係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行 上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報につい 当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて ます。なお、<u>本サー</u> 委託している者に提供する場合を含みます。 ※本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、 加入者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場 途定める「個人情報の取り扱いについて」において定めます。 合を含みます。 第16条(紛争の処理) 第16条(紛争の処理) <u>ケーブルプラス電話</u>について、当社と加入者の間に紛争が生じ た場合、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし <u>本サービス</u>について、当社と加入者の間に紛争が生じた場合、 奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 ます。 付則 付則 (略) (略) 8. 本規約は2022年2月21日より施行します。 8. 本規約は2023年4月3日より施行します。

別紙 端末設備貸出サービスにかかる契約条項

1. 宅内機器の貸出

(1)当社は、加入者に対し、その加入者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定する宅内機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「宅内機器」といいます。)を無償で貸与します。

[H

別紙 端末設備貸出サービスにかかる契約条項

1. 宅内機器の貸出 (1) 当社は 加入者に対し (2)

(1)当社は、加入者に対し、<mark>当該</mark>加入者との間で締結している1の<u>利用契約</u>につき、1の当社が別途指定する宅内機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するものを<u>いいます</u>。以下「宅内機器」といいます。)を無償で貸与します。

3. 宅内機器の使用および保管等

(略)

(3) 加入者は、宅内機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な宅内機器(以下「代品」といいます。)を提供し、加入者は、故障、毀損等の生じた宅内機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。

(略)

3. 宅内機器の使用および保管等(略)

(3)加入者は、宅内機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障または毀損等の生じた宅内機器(以下「故障品」といいます。)と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な宅内機器を提供し、加入者は、故障品を当社に返却するものとします。

(略)

4. 責任の範囲

(略)

(4) 当社等は、加入者の責めによらない事由により宅内機器を全く使用することができない状態(宅内機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用をは重大な過失により、宅内機器を全く利用できない状態が生は重大な過失により、宅内機器を全く利用できない状態が生だときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できないたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できないた時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

4. 責任の範囲

(略)

(4) 当社等は、加入者の責めによらない事由により宅内機器をまったく使用することができない状態(宅内機器をまったく使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を開し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、当社等の故意または重大な過失により、宅内機器をまったく利用以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。